

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第25号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項第1号中「2年」を「3年」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 新条例第4条の14及び附則第2項の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後に地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号イに掲げる地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した同法第17条の2第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、適用日前に地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。